

小型特殊自動車（農耕作業用含む）はナンバープレートが必要です

公道走行の有無に関わらず所有していればナンバープレートを取り付けなければなりません

乗用設備を備えた小型特殊自動車（農耕用トラクター、田植え機、コンバイン、フォークリフト等）は、公道走行の有無に関わらず軽自動車税の小型特殊自動車として、ナンバープレートを取得し、取り付ける必要があります。新しく車両を取得した場合や、現在所有している車両にナンバープレートが付いていない場合は、能美市役所税務債権課又は寺井・根上サービスセンターで申請し、ナンバープレートの交付を受けてください。

毎年4月1日時点で所有している場合に、登録の市町（能美市）で課税されます。

小型特殊自動車の要件等

区分	対象車両	長さ	幅	高さ	最高速度	年税額
農耕作業用 (乗用)	農耕用トラクター、田植え機、コンバイン、農業用薬剤散布車など	制限 なし	制限 なし	制限 なし	35 km/h 未満	2,400 円
けん引式農作業機	けん引車である農耕用トラクターが小型特殊自動車の場合					
その他	フォークリフト、ショベルローダー、タイヤローラー、ロードローラーなど	4.7m 以下	1.7m 以下	2.8m 以下	15 km/h 以下	5,900 円

※なお、上記の要件を1つでも超えると、大型特殊自動車に分類されます。

【ナンバープレート交付申請（申告）に必要なもの】

1. 届出者の身分証明書
2. 販売証明書（販売業者から購入の場合）もしくは譲渡証明書（販売業者以外から譲り受けた場合は、廃車証明書も必要）
3. 種別、車名（メーカー）、車台番号、排気量がわかるもの
4. 代理で手続きをされる場合は所有者の委任状

【問い合わせ先】 能美市市民生活部税務債権課 電話：0761-58-2206